

令和8年3月定例会
(2026年)

議案書③

2月24日提出

【条例】

市議案第18号

一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の特
殊勤務手当に関する条例の一部を改正する
条例の設定について

一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の特
殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のよう
に設定するものとする。

令和8年（2026年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

初任給調整手当の支給限度額を改正するとともに、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の改正に伴う教職調整額の改正その他任期付常勤講師等の給与の改正を行うため、提案するものである。

豊中市条例第 号

一般職の職員の給与に関する条例及び一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 一般職の職員の給与に関する条例(昭和28年豊中市条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(教職調整額)</p> <p>第12条の3 <u>任期付常勤講師</u>に対しては、教職調整額を支給する。</p> <p>2 教職調整額の月額は、給料月額に<u>100分の4</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第15条の4 第7条第1項第3号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難と認められる職又は初任給の調整を行わなければ採用による欠員の補充が困難と認められる職で市規則で定めるものに新たに採用された職員には、採用の日から35年以内の期間、月額<u>252,400円</u>を超えない範囲内の額を、採用後市規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに一定の額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第28条の3 (省 略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>5,100円</u>を超えない額の範囲内で、</p>	<p>(教職調整額)</p> <p>第12条の3 <u>任期付常勤講師(指導改善研修被認定者(教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第25条第1項の規定による認定を受けた者であつて、当該認定の日から同条第4項の認定の日までの間にあるものをいう。))を除く。)</u>に対しては、教職調整額を支給する。</p> <p>2 教職調整額の月額は、給料月額に<u>100分の10</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>(初任給調整手当)</p> <p>第15条の4 第7条第1項第3号アに規定する医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち、採用による欠員の補充が困難と認められる職又は初任給の調整を行わなければ採用による欠員の補充が困難と認められる職で市規則で定めるものに新たに採用された職員には、採用の日から35年以内の期間、月額<u>253,100円</u>を超えない範囲内の額を、採用後市規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとに一定の額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>(義務教育等教員特別手当)</p> <p>第28条の3 (省 略)</p> <p>2 義務教育等教員特別手当の月額は、<u>6,500円</u>を超えない額の範囲内で、</p>

(現 行)	(改 正 後)										
<p>市規則で定める額とする。</p> <p>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与)</p> <p>第31条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前項に規定する報酬の額は、勤務の実態及び職務の内容に応じて、月額320,100円、日額19,000円又は時間額<u>3,010円</u>の範囲内で他の職員との権衡を考慮して、市規則で定める。</p> <p>4～7 (省 略)</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>1～8 (省 略)</p> <p><u>9 削除</u></p> <p>10～18 (省 略)</p>	<p>市規則で定める校務類型（教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第13条第2項に規定する校務類型をいう。）に応じ、市規則で定める額とする。</p> <p>(法第22条の2第1項第1号に掲げる職員の給与)</p> <p>第31条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 前項に規定する報酬の額は、勤務の実態及び職務の内容に応じて、月額320,100円、日額19,000円又は時間額<u>3,110円</u>の範囲内で他の職員との権衡を考慮して、市規則で定める。</p> <p>4～7 (省 略)</p> <p style="padding-left: 40px;">附 則</p> <p>1～8 (省 略)</p> <p><u>9 令和8年1月1日から令和12年12月31日までの間における第12条の3第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同項中「100分の10」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">令和8年1月1日から同年12月31日まで</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">100分の5</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">令和9年1月1日から同年12月31日まで</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">100分の6</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">令和10年1月1日から同年12月31日まで</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">100分の7</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">令和11年1月1日から同年12月31日まで</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">100分の8</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">令和12年1月1日から同年12月31日まで</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">100分の9</td> </tr> </tbody> </table> <p>10～18 (省 略)</p>	令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5	令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6	令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7	令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8	令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9
令和8年1月1日から同年12月31日まで	100分の5										
令和9年1月1日から同年12月31日まで	100分の6										
令和10年1月1日から同年12月31日まで	100分の7										
令和11年1月1日から同年12月31日まで	100分の8										
令和12年1月1日から同年12月31日まで	100分の9										

別表第8を次のように改める。

別表第8

任期付常勤講師給料表

号給	給料月額
	円
1	214,600
2	216,100
3	217,600
4	219,100
5	221,000
6	222,900
7	224,800
8	226,700
9	228,600
10	230,700
11	232,700
12	234,600
13	236,400
14	238,900
15	241,300
16	243,800
17	246,300
18	248,900
19	251,300
20	253,700
21	256,100
22	257,700
23	259,200
24	260,700
25	262,100
26	262,400
27	262,700
28	263,100
29	263,500
30	264,200
31	264,900
32	265,600
33	266,300
34	267,200
35	268,000

36	268,800
37	269,300
38	270,800
39	272,200
40	273,600
41	275,000
42	275,700
43	276,400
44	277,000
45	277,600
46	278,500
47	279,400
48	280,200
49	280,600
50	281,400
51	282,200
52	283,000
53	283,600
54	284,400
55	285,100
56	285,700
57	286,300
58	287,000
59	287,600
60	288,100
61	288,800
62	289,500
63	290,200
64	290,800
65	291,500
66	292,400
67	293,300
68	294,100
69	295,000
70	295,900
71	296,700
72	297,500
73	298,200
74	298,900
75	299,600
76	300,300

77	300,900
78	301,600
79	302,400
80	303,200
81	303,900
82	304,800
83	305,600
84	306,400
85	307,200
86	307,900
87	308,500
88	309,100
89	309,700
90	310,200
91	310,700
92	311,200
93	311,600
94	312,100
95	312,600
96	313,000
97	313,400
98	314,000
99	314,600
100	315,200
101	315,800
102	316,000
103	316,200
104	316,400
105	316,700
106	316,900
107	317,100
108	317,300
109	317,500
110	317,700
111	317,900
112	318,100
113	318,300
114	318,600
115	318,900
116	319,200
117	319,400

1 1 8	3 1 9, 7 0 0
1 1 9	3 2 0, 0 0 0
1 2 0	3 2 0, 2 0 0
1 2 1	3 2 0, 4 0 0
1 2 2	3 2 0, 6 0 0
1 2 3	3 2 0, 8 0 0
1 2 4	3 2 1, 0 0 0
1 2 5	3 2 1, 2 0 0
1 2 6	3 2 1, 4 0 0
1 2 7	3 2 1, 6 0 0
1 2 8	3 2 1, 8 0 0
1 2 9	3 2 2, 0 0 0
1 3 0	3 2 2, 2 0 0
1 3 1	3 2 2, 4 0 0
1 3 2	3 2 2, 6 0 0
1 3 3	3 2 2, 8 0 0
1 3 4	3 2 3, 0 0 0
1 3 5	3 2 3, 2 0 0
1 3 6	3 2 3, 4 0 0
1 3 7	3 2 3, 6 0 0
1 3 8	3 2 3, 8 0 0
1 3 9	3 2 4, 0 0 0
1 4 0	3 2 4, 2 0 0
1 4 1	3 2 4, 4 0 0
1 4 2	3 2 4, 6 0 0
1 4 3	3 2 4, 8 0 0
1 4 4	3 2 5, 0 0 0
1 4 5	3 2 5, 2 0 0
1 4 6	3 2 5, 4 0 0
1 4 7	3 2 5, 6 0 0
1 4 8	3 2 5, 8 0 0
1 4 9	3 2 6, 0 0 0
1 5 0	3 2 6, 2 0 0
1 5 1	3 2 6, 4 0 0
1 5 2	3 2 6, 6 0 0
1 5 3	3 2 6, 8 0 0
1 5 4	3 2 7, 0 0 0
1 5 5	3 2 7, 2 0 0
1 5 6	3 2 7, 4 0 0
1 5 7	3 2 7, 6 0 0

(一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第2条 一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和27年豊中市条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)		(改 正 後)	
別表 各種手当額表		別表 各種手当額表	
区分	金額	区分	金額
(省 略)		(省 略)	
教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当	(1) 小学校, 中学校又は義務教育学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次のアからウまでに掲げるものに従事したとき ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき (ア) 週休日等において従事した時間が <u>7時間45分以上</u> であるとき又は週休日等以外の日において従事した時間が6時間以上であるとき 1日につき 8,000円 (被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合(市規則で定める場合に限る。))にあつては, その額にその100分の100に相当する額を加算した額)	教員特殊業務従事職員の特殊勤務手当	(1) 小学校, 中学校又は義務教育学校の管理下において行う非常災害時等の緊急の業務で次のアからウまでに掲げるものに従事したとき ア 非常災害時における児童若しくは生徒の保護又は緊急の防災若しくは復旧の業務に従事したとき (ア) 週休日等において従事した時間が <u>4時間以上</u> であるとき又は週休日等以外の日において従事した時間が6時間以上であるとき 1日につき 8,000円 (被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合(市規則で定める場合に限る。))にあつては, その額にその100分の100に相当する額を加算した額)

(現 行)		(改 正 後)	
	<p>(イ) <u>週休日等において従事した時間が5時間以上7時間45分未満であるとき又は週休日等以外の日において従事した時間が3時間以上6時間未満であるとき</u></p> <p style="text-align: right;">1日につき 4,000円</p> <p>(被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合(市規則で定める場合に限る。)にあつては、その額にその100分の100に相当する額を加算した額)</p> <p>イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき</p> <p>(ア) <u>週休日等において従事した時間が7時間45分以上であるとき又は週休日等以外の日において従事した時間が6時間以上であるとき</u></p> <p style="text-align: right;">1日につき 7,500円</p> <p>(イ) <u>週休日等において従事した時間が5時間以上7時間45分未満であるとき又は週休日等以外の日において従事</u></p>		<p>(イ) 週休日等以外の日において従事した時間が3時間以上6時間未満であるとき</p> <p style="text-align: right;">1日につき 4,000円</p> <p>(被害が特に甚大な非常災害の際に当該業務が行われた場合(市規則で定める場合に限る。)にあつては、その額にその100分の100に相当する額を加算した額)</p> <p>イ 児童又は生徒の負傷、疾病等に伴う救急の業務に従事したとき</p> <p>(ア) <u>週休日等において従事した時間が4時間以上であるとき</u></p> <p style="text-align: right;">1日につき 8,000円</p> <p>(イ) 週休日等以外の日において従事した時間が6時間以上であるとき</p> <p style="text-align: right;">1日につき 7,500円</p> <p>(ウ) 週休日等以外の日において従事した時間が3時間以上6時間未満であるとき</p>

(現 行)		(改 正 後)	
	<p>した時間が3時間以上6時間未満であるとき</p> <p>1日につき 3,750円</p> <p>ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導の業務に従事したとき</p> <p>(ア) <u>週休日等において従事した時間が7時間45分以上であるとき又は週休日等以外の日において従事した時間が6時間以上であるとき</u></p> <p>1日につき 7,500円</p> <p>(イ) <u>週休日等において従事した時間が5時間以上7時間45分未満であるとき又は週休日等以外の日において従事した時間が3時間以上6時間未満であるとき</u></p> <p>1日につき 3,750円</p> <p>(2)~(4) (省 略)</p>		<p>1日につき 3,750円</p> <p>ウ 児童又は生徒に対する緊急の補導の業務に従事したとき</p> <p>(ア) <u>週休日等において従事した時間が4時間以上であるとき</u></p> <p>1日につき 8,000円</p> <p>(イ) <u>週休日等以外の日において従事した時間が6時間以上であるとき</u></p> <p>1日につき 7,500円</p> <p>(ウ) <u>週休日等以外の日において従事した時間が3時間以上6時間未満であるとき</u></p> <p>1日につき 3,750円</p> <p>(2)~(4) (省 略)</p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に在職する職員については、第1条の規定による改正後の一般職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の給与条例」という。）第15条の4第1項及び第31条第3項並びに別表第8の規定は令和7年4月1日から、改正後の給与条例第12条の3第2項及び第

28条の3第2項並びに附則第9項の規定は令和8年1月1日から適用する。

- 3 施行日に在職する職員については、第2条の規定による改正後の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例（以下「改正後の特殊勤務手当条例」という。）の規定は、令和8年1月1日から適用する。
- 4 施行日前に教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第25条第1項の規定による認定を受けた者であって施行日の前日までに同条第4項の認定を受けていないものが当該認定を受けるまでの間における当該者に対する教職調整額の支給については、改正後の給与条例第12条の3第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 5 改正後の給与条例又は改正後の特殊勤務手当条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の一般職の職員の給与に関する条例及び第2条の規定による改正前の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ、改正後の給与条例又は改正後の特殊勤務手当条例の規定による給与の内払とみなす。
- 6 前2項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

市議案第19号

豊中市行政手続条例の一部を改正する条例の設定
について

豊中市行政手続条例の一部を改正する条例を次のように設定
するものとする。

令和8年（2026年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

行政手続法の改正に準じ、聴聞の通知の方式に関する規定を
改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市行政手続条例の一部を改正する条例

豊中市行政手続条例（平成9年豊中市条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名あて人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名あて人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示することによって行うことができる。この場合においては、掲示を始めた日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p>	<p>(聴聞の通知の方式)</p> <p>第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間において、不利益処分の名宛人となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。</p> <p>(1)～(4) (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 行政庁は、不利益処分の名宛人となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、<u>公示の方法によって行うことができる。</u></p> <p>4 <u>前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第3項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 第15条第3項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、<u>同条第3項中「不利益処分の名あて人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と</u>、<u>「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、掲示を始めた日の翌日)」</u>と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 <u>第15条第3項</u>、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、<u>「同項第3号及び第4号」とあるのは「同項第3号」と</u>、第16条第1項中「前条第1項」とあるのは</p>	<p><u>置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。</u></p> <p>(代理人)</p> <p>第16条 前条第1項の通知を受けた者(同条第4項後段の規定により当該通知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>(続行期日の指定)</p> <p>第22条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 <u>第15条第3項及び第4項</u>の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、<u>同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人となるべき者」とあるのは「当事者又は参加人」と</u>、<u>同項中「とき」とあるのは「とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあっては、当該措置を開始した日の翌日)」</u>と読み替えるものとする。</p> <p>(聴聞に関する手続の準用)</p> <p>第29条 <u>第15条第3項及び第4項</u>、第16条並びに第18条第1項及び第3項の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条第1項」と、<u>同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第1項第3号」と</u>、第1</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>「第28条第1項」と、「<u>同条第3項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項並びに第38条第1項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、第18条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。</p>	<p>6条第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条第1項」と、「<u>同条第4項後段</u>」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と、第18条第1項中「当事者及び当該不利益処分がされた場合に自己の利益を害されることとなる参加人（以下この条及び第24条第3項並びに第38条第1項において「当事者等」という。）」とあるのは「当事者」と、「聴聞の通知があった時から聴聞が終結する時」とあるのは「弁明の機会の付与の通知があった時から提出期限等」と、第18条第3項中「前2項」とあるのは「第29条において準用する第18条第1項」と読み替えるものとする。</p>

附 則

- 1 この条例は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例第22条第3項及び第29条において準用する場合を含む。）の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。

市議案第20号

豊中市市税条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市市税条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和8年（2026年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

地方税法の改正に伴い、公示送達に関する規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市市税条例の一部を改正する条例

豊中市市税条例（平成15年豊中市条例第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(公示送達)</p> <p>第7条 法第20条の2の規定による<u>公示送達は、公告式条例（昭和25年豊中市条例第25号）に規定する公告場に<u>掲示して行うものとする。</u></u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第9条 <u>地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）</u>第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</p>	<p>(公示送達)</p> <p>第7条 法第20条の2の規定による<u>公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「法施行規則」という。）第1条の8第1項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を公告式条例（昭和25年豊中市条例第25号）に規定する公告場に<u>掲示し、又は公示事項を本市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。</u></u></p> <p>(納税証明事項)</p> <p>第9条 <u>法施行規則第1条の9第2号に規定する事項は、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第59条第1項に規定する検査対象軽自動車又は2輪の小型自動車について天災その他やむを得ない理由により種別割を滞納している場合においてその旨とする。</u></p>

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例による改正後の豊中市市税条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

市議案第 21 号

職員定数条例の一部を改正する条例の設定について

職員定数条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

市長部局，教育委員会及び消防職員の定数を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例（昭和27年豊中市条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 市長の補助機関たる職員（上下水道局の職員を除く。） <u>1,955</u> 人 (2) (省 略) (3) 教育委員会の職員（教育機関の職員を含む。） <u>279</u> 人 (4)・(5) (省 略) (6) 消防職員 <u>413</u> 人	第2条 職員の定数は、次の各号に掲げるとおりとする。 (1) 市長の補助機関たる職員（上下水道局の職員を除く。） <u>1,975</u> 人 (2) (省 略) (3) 教育委員会の職員（教育機関の職員を含む。） <u>284</u> 人 (4)・(5) (省 略) (6) 消防職員 <u>418</u> 人

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

市議案第 22 号

手数料条例の一部を改正する条例の設定について
手数料条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

マンションの建替え等の円滑化に関する法律の改正に伴い、引用法律の名称その他所要の規定を整備するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
別表第27の2 <u>マンションの建替え等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号）関係			別表第27の2 <u>マンションの再生等の円滑化に関する法律</u> （平成14年法律第78号）関係		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
第105条第1項の規定に基づく容積率の特例の許可の申請に対する審査	容積率の特例許可申請手数料	(省 略)	第163条の5第9第1項の規定に基づく容積率又は各部分の高さに関する特例の許可の申請に対する審査	容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料	(省 略)

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

市議案第 23 号

手数料条例及び豊中市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

手数料条例及び豊中市介護医療院の人員，施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律の改正による引用条項の移動に伴い，所要の規定を整備するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

手数料条例及び豊中市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
 (手数料条例の一部改正)

第1条 手数料条例(平成12年豊中市条例第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)				(改 正 後)			
別表第24 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)関係				別表第24 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)関係			
	事務	名称	金額		事務	名称	金額
(省 略)				(省 略)			
8	第14条第15項の規定に基づく 薬局製造販売医薬品の製造販売の 一部変更の承認の申請に対する審 査	(省 略)		8	第14条第13項の規定に基づく 薬局製造販売医薬品の製造販売の 一部変更の承認の申請に対する審 査	(省 略)	
(省 略)				(省 略)			

(豊中市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 豊中市介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成30年豊中市条例第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の(現行)の欄に掲げる規定を同表の(改正後)の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)		(改 正 後)	
(診療の方針)		(診療の方針)	
第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるとおりとする。		第18条 医師の診療の方針は、次に掲げるとおりとする。	
(1)～(5) (省 略)		(1)～(5) (省 略)	
(6) 基準省令第18条第6号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬		(6) 基準省令第18条第6号の厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬	

(現 行)	(改 正 後)
<p>品を入所者に施用し，又は処方してはならない。ただし，医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第2条第17項</u>に規定する治験に係る診療において，当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には，この限りでない。</p>	<p>品を入所者に施用し，又は処方してはならない。ただし，医薬品，医療機器等の品質，有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）<u>第2条第18項</u>に規定する治験に係る診療において，当該治験の対象とされる薬物を使用する場合には，この限りでない。</p>

附 則

この条例は，令和8年5月1日から施行する。ただし，第2条の規定は，公布の日から施行する。

市議案第24号

豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の設定について

豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和8年（2026年）2月24日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

豊中市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年豊中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>(乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件)</u></p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等)</u></p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</u></p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6) <u>乳児及び幼児の区分ごとの利用定員</u></p>	<p><u>(乳児等通園支援事業所の職員の一般的要件)</u></p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業所の職員の知識及び技能の向上等)</u></p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研鑽^{さん}に励み、法に定める事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p><u>(乳児等通園支援事業所内部の規程)</u></p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかななければならない。</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>(6) 利用定員</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>並びに</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) (省 略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。<u>この場合において、これらの規定中「一般型乳児等通園支</u></p>	<p>(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項<u>その他の</u>利用に当たっての留意事項</p> <p>(8)～(11) (省 略)</p> <p>(秘密保持等)</p> <p>第19条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(乳児等通園支援事業の区分)</p> <p>第21条 (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。)又は家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。)を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数(以下この項において「利用児童数」という。)がその施設又は事業に係る利用定員(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第27条第1項又は同法第29条第1項の確認において定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。</p> <p>(準用)</p> <p>第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>援事業」とあるのは、「<u>余裕活用型乳児等通園支援事業</u>」とする。</p> <p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録，作成その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>	<p>(電磁的記録)</p> <p>第28条 乳児等通園支援事業者及びその<u>乳児等通園支援事業所の職員</u>は，記録，作成その他これらに類するもののうち，この条例の規定において書面（書面，書類，文書，謄本，抄本，正本，副本，複本その他文字，図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては，書面に代えて，当該書面に係る電磁的記録（電子的方式，磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって，電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。</p>

附 則

この条例は，令和8年4月1日から施行する。

市議案第25号

豊中市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例の設定について

豊中市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を次のように設定するものとする。

令和8年（2026年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

子ども・子育て支援法の改正に伴い，特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第2項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(一般原則)

第3条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子ども（法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するように努めなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者、

児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援を利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護，虐待の防止等のため，責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに，特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し，研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

（利用定員）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は，1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数，特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

（面談）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後，当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに，当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は，前項の面談を行うに当たっては，あらかじめ，第20条に規定する運営規程の概要，職員の勤務の体制，第13条の規定により当該特定乳児等通園

支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の重要事項を説明し、当該申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について保護者の同意を得なければならない。

(正当な理由のない提供拒否の禁止)

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

(あっせん及び要請に対する協力)

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

(乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認)

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

(乳児等支援給付認定の申請に係る援助)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項の認定（以下この条において「乳児等支援給付認定」という。）を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない

い。

(心身の状況等の把握)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境並びに他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等（法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。）の利用の状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領（法第30条の20第5項（法第30条の21第3項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額（法第30条の20第3項に規定する額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の支払を受ける額のほ

か、特定乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について、当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

(1) 日用品，文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用

(2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用

(5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第3項の規定による金銭の支払に係る同

意については，文書によることを要しない。

(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は，法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費（法第30条の20第1項の乳児等支援給付費をいう。以下同じ。）の支給を受けた場合は，乳児等支援給付認定保護者に対し，当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は，法定代理受領を行わない特定乳児等通園支援に係る費用の額の支払を受けた場合は，その提供した特定乳児等通園支援の内容，利用時間，費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の取扱方針)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は，児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ，乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して，支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じて，特定乳児等通園支援の提供を適切に行わなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は，自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い，常にその改善を図らなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は，定期的に外部の者による評価を受けて，その結果を公表し，常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第17条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(乳児等支援給付認定保護者に関する市への通知)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) その提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (6) 第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用

定員

- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し、適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第4条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第23条 特定乳児等通園事業者は、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、第13条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項を掲示

するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

（乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則）

第24条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第13条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

（秘密保持等）

第26条 特定乳児等通園支援事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかななければならない。

（情報の提供等）

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳

児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるように、その提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情解決)

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じ

なければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該市の職員からの質問若しくは特定乳児等通園事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、市からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に定める措置を講じなければならない。

(1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。

(2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態

が生じた場合に，当該事実が報告され，その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会及び職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は，速やかに市及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに，必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は，前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は，損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は，特定乳児等通園支援事業所の職員，設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は，乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し，その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 第12条の規定による特定乳児等通園支援の提供の記録

(2) 第15条に定めるものに基づく特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(3) 第19条の規定による市への通知に係る記録

(4) 第29条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第31条第3項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(電磁的記録等)

第34条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）により行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。）により行うことができる。

2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。

(1) 電子情報処理組織を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し，受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通信回線を通じて乳児等支援給付認定保護者の閲覧に供し，乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機に備えられた当該乳児等支援給付認定保護者のファイルに当該記載事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあつては，特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法）

(2) 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法

3 前項各号に掲げる方法は，乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は，第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは，あらかじめ，当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し，その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し，文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 第2項各号に規定する方法のうち特定乳児等通園支援事業者が使用するもの

(2) ファイルへの記録の方式

5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は，当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により，電磁的方法による提供を受けない旨の申出があつたときは，当該乳児等支援給付認定保護者に対し，第2項に規

定する記載事項の提供を電磁的方法によってしてはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付又は提出」とあり、及び「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「提供する」とあるのは「得る」と、「書面等を交付し、又は提出した」とあるのは「書面等による同意を得た」と、「記載事項を」とあるのは「同意に関する事項を」と、「提供を受ける」とあるのは「同意を行う」と、「受けない」とあるのは「行わない」と、「交付する」とあるのは「得る」と、第3項中「前項各号」とあるのは「第6項において準用する前項各号」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、同項第1号中「第2項各号」とあるのは「第6項において準用する第2項各号」と、前項中「前項」とあるのは「次項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項の提供」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意の取得」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

市議案第 26 号

豊中市介護保険条例の一部を改正する条例の設定
について

豊中市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

普通徴収に係る納期を改正するとともに、介護保険法施行令の改正に伴い令和 8 年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法等の特例措置を講じるため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市介護保険条例の一部を改正する条例

豊中市介護保険条例（平成12年豊中市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第4条 普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、<u>6月</u>から翌年3月までの毎月末日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項第2号若しくは第3号に掲げる日に該当する場合にあっては、これらの日の翌日）までとする。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1～18 (省 略)</p>	<p>(普通徴収に係る納期)</p> <p>第4条 普通徴収（法第131条に規定する普通徴収をいう。以下同じ。）に係る保険料の納期（以下「納期」という。）は、<u>7月</u>から翌年3月までの毎月末日（その日が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日又は銀行法施行令（昭和57年政令第40号）第5条第1項第2号若しくは第3号に掲げる日に該当する場合にあっては、これらの日の翌日）までとする。</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>1～18 (省 略)</p> <p><u>19 第1号被保険者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除き、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有する者(同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。))に限る。以下この項から附則第22項までにおいて同じ。)</u>のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。))の収入金額が551,000円以上651,000円未満である者)に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項(第6号ア, 第7号ア, 第8号ア, 第9号ア,</p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p>第10号ア，第11号ア，第12号ア，第13号ア，第14号ア，第15号ア，第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。)の規定の適用については，同項第6号ア中「<u>いう。租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項，第35条の3第1項又は第36条の規定</u>」とあるのは，「<u>いい，当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には，当該給与所得の金額については，同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額を加えた額によるものとし，租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除</u>」とする。</p> <p>20 第1号被保険者のうち，令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア，第7号ア，第8号ア，第9号ア，第10号ア，第11号ア，第12号ア，第13号ア，第14号ア，第15号ア，第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については，同項第6号ア中「<u>いう。租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項，第34条第1項，第34条の2第1項，第34条の3第1項，第35条第1項，第35条の2第1項，第35条の3第1項又は第36条の規定</u>」とあるのは，「<u>いい，当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には，当該給与所得の金額については，同条第2項の規定によって計算した金額に100,000円を加えた額によるものとし，租税特別措置法（昭和</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>32年法律第26号)による特別控除」とする。</u></p> <p>21 <u>第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア、第16号ア及び第17号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「いう。租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定」とあるのは、「いい、当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に650,000円から令和7年給与所得控除額（令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から、当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額をいう。）を控除して得た額を加えた額によるものとし、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）による特別控除」とする。</u></p> <p>22 <u>第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p>は、<u>令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p>(1) <u>令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(令和8年度分の保険料の賦課期日において市内に住所を有しない者を除く。)</u>であって、<u>令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において市内に住所を有するもの(同法第294条第3項の規定により市の住民基本台帳に記録されている者とみなされたものを含む。)</u></p> <p>(2) <u>地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p>ア <u>令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p>イ <u>令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u></p> <p>ウ <u>令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、1,350,000円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律(令和7年法律第13号)第1条の規定による改正前の所得税法別表第5(以下「別表第5」という。)の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>ア 令和7年中の給与等の収入金額が551,000円以上651,000円未満であり、かつ、豊中市市税条例(平成15年豊中市条例第51号)第15条第2項で定める金額から令和7年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から550,000円を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>イ 令和7年中の給与等の収入金額が651,000円以上1,619,000円未満であり、かつ、豊中市市税条例第15条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が100,000円以下である場合</u></p> <p><u>ウ 令和7年中の給与等の収入金額が1,619,000円以上1,900,000円未満であり、かつ、豊中市市税条例第15条第2項で定める金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、650,000円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合</u></p> <p><u>23 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第3条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、令和8年度分の地方税法の規定による市町</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>村民税が課されている者とみなす。</u></p> <p><u>24 令和8年度分の保険料については、第12条第2項の規定にかかわらず、</u> <u>市長が特に認める場合は、保険料の減免を受けようとする者の申請によらず</u> <u>減免することができる。</u></p>

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市介護保険条例第4条第1項の規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

市議案第 27 号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例の
設定について

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のよう
に設定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

国民健康保険法及び国民健康保険法施行令の改正に伴い、子ども・子育て支援納付金賦課額を新設するとともに、その他所要の規定を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市国民健康保険条例の一部を改正する条例

豊中市国民健康保険条例（昭和35年豊中市条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）	（ 改 正 後 ）
<p>（保険料の賦課額）</p> <p>第7条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。</p>	<p>（保険料の賦課額）</p> <p>第7条の2 保険料の賦課額は、次に掲げる額の合算額とする。</p> <p>（1） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>（2） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した後期高齢者支援金等賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>（3） 世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）</p> <p>（4） 世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（国民健康保険法施行令第29条の7第1項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</p>
<p>2 （省 略）</p> <p>（基礎賦課総額）</p> <p>第8条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、そ</p>	<p>2 （省 略）</p> <p>（基礎賦課総額）</p> <p>第8条 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、そ</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>の減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府(以下「府」という。)の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)、<u>高齢者医療確保法</u>の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)<u>及び介護保険法</u>(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)<u>の納付</u>に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ (省 略)</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等<u>並びに介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。)の額を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (省 略)</p>	<p>の減額することになる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (省 略)</p> <p>イ 国民健康保険事業費納付金(法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金をいう。以下この条において同じ。)の納付に要する費用(大阪府(以下「府」という。)の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)<u>及び高齢者医療確保法</u>の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、<u>介護保険法</u>(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)<u>並びに子ども・子育て支援法</u>(平成24年法律第65号)の規定による子ども・子育て支援納付金(以下「子ども・子育て支援納付金」という。)<u>の納付</u>に要する費用に充てる部分を除く。)の額</p> <p>ウ～オ (省 略)</p> <p>カ その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)の額(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、<u>介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。)の額を除く。)</p> <p>(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <p>ア (省 略)</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、<u>病床転換支援金等及び介護納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ・エ （省 略）</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第11条の2の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1） 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において<u>同じ。</u>）</p> <p>（2） （省 略）</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第11条の2の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>	<p>イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び<u>病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金</u>の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額</p> <p>ウ・エ （省 略）</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課総額）</p> <p>第11条の2の2 保険料の賦課額のうち後期高齢者支援金等賦課額（第16条、第16条の3及び第16条の4の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することになる額を含む。）の総額（以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。）は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>（1） 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（府の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係る部分に限る。次号において<u>同じ。</u>）の額</p> <p>（2） （省 略）</p> <p>（後期高齢者支援金等賦課額の保険料率）</p> <p>第11条の2の5 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア <u>イ又はウに掲げる世帯以外の世帯</u> 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>イ・ウ (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第11条の3 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条及び第16条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において<u>同じ。</u>)</p> <p>(2) (省 略)</p>	<p>(1)・(2) (省 略)</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定める額</p> <p>ア <u>特定世帯又は特定継続世帯以外の世帯</u> 市町村標準保険料率のうち、後期高齢者支援金等賦課額の保険料率における世帯別平等割の額</p> <p>イ・ウ (省 略)</p> <p>2 (省 略)</p> <p>(介護納付金賦課総額)</p> <p>第11条の3 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額(第16条及び第16条の4の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。</p> <p>(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において<u>同じ。</u>)の額</p> <p>(2) (省 略)</p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課総額)</u></p> <p><u>第11条の8 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第16条及び第16条の3から第16の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することになる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>を基準として算定した額とする。</u></p> <p>(1) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p>ア <u>当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(府の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)</u> <u>の額</u></p> <p>イ <u>第16条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額</u></p> <p>(2) <u>当該年度における次に掲げる額の合算額</u></p> <p>ア <u>法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)</u> 及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)<u>の額</u></p> <p>イ <u>その他国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)</u> のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)<u>の額</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額)</u></p> <p><u>第11条の9 納付義務者に対する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。)</u> につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加</p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>算した額とする。</u></p> <p><u>2 前項の場合において、同項の子ども・子育て支援納付金賦課額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)</u></p> <p><u>第11条の10 前条第1項の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)</u></p> <p><u>第11条の11 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 所得割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における所得割の率</u></p> <p><u>(2) 被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における被保険者均等割の額</u></p> <p><u>(3) 18歳以上被保険者均等割 市町村標準保険料率のうち、子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率における18歳以上被保険者均等割の額</u></p> <p><u>2 第11条第2項及び第3項の規定は、前項の保険料率の決定について準用する。</u></p> <p><u>(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)</u></p> <p><u>第11条の12 第11条の9の子ども・子育て支援納付金賦課額は、各年度において法第82条の3第3項の規定による通知が行われた日において施行されていた国民健康保険法施行令第29条の7第5項第10号に掲げる額を超えることができない。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(賦課期日後において納付義務の発生, 消滅又は被保険者数の異動等があった場合の保険料の額)</p> <p>第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し, 又は納付義務者の世帯に属する被保険者数が増加し, 若しくは減少し, 若しくは当該世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第9条の額, 第11条の2の3の額(被保険者数が増加し, 若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。)若しくは第11条の4の額又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額, 第16条の3第1項(同条第3項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額, 第16条の3第4項第1号(同条第6項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額, 第16条の4第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額の算定は, それぞれその納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し, 若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては, その減少した日が月の初日であると</p>	<p>(賦課期日後において納付義務の発生, 消滅又は被保険者数の異動等があった場合の保険料の額)</p> <p>第15条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生し, 又は納付義務者の世帯に属する被保険者数が増加し, 若しくは減少し, 若しくは当該世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった若しくは国民健康保険法施行令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となった場合における当該納付義務者に係る第9条の額, 第11条の2の3の額(被保険者数が増加し, 若しくは減少した場合(特定同一世帯所属者に該当することにより被保険者数が減少した場合を除く。))又は特例対象被保険者等となった場合における当該納付義務者に係る世帯別平等割額を除く。), 第11条の4の額若しくは第11条の9の額又は次条第1項各号(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは同条第5項各号に定める額, 第16条の3第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に規定する額, 同条第5項(同条第7項又は第8項の規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額, 第16条の4第1項各号(同条第3項から第5項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額, 同条第6項各号(同条第8項から第10項までの規定により読み替えて準用する場合を含む。次項において同じ。)に定める額若しくは第16条の5第1項に定める額の算定は, それぞれその納付義務が発生した日又は被保険者数が増加し, 若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては, その減少した日が</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>きに限り、その前日とする。)若しくは当該世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から月割りをもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条の額、第11条の2の3の額若しくは第11条の4の額又は次条第1項各号に定める額、<u>第16条の3第1項に定める第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率にそれぞれ10分の5を乗じて得た額、第16条の3第4項第1号に定める額、第16条の4第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)</u>の属する月の前月まで月割りをもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第11条の2に規定する基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする。</p> <p>(1) 納付義務者並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この項において同じ。)現在において、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また所得税法(昭和40年</p>	<p>月の初日であるときに限り、その前日とする。)若しくは当該世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となった若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなった日若しくは特例対象被保険者等となった日の属する月から月割りをもって行う。</p> <p>2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第9条の額、第11条の2の3の額、<u>第11条の4の額若しくは第11条の9の額又は次条第1項各号に定める額若しくは同条第5項各号に定める額、第16条の3第1項に定める額、同条第5項に定める額、第16条の4第1項各号に定める額、同条第6項各号に定める額若しくは第16条の5第1項に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)</u>の属する月の前月まで月割りをもって行う。</p> <p>(低所得者の保険料の減額)</p> <p>第16条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第11条の2に規定する基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする。</p> <p>(1) 納付義務者並びに当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この項及び第5項において同じ。)現在において、その世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額(青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また所得税法(昭</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>法律第33号)第57条第1項,第3項又は第4項の規定によらないものとする。以下この号中山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には,その適用後の金額),同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額,同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額,同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額,同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には,その適用後の金額),同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には,その適用後の金額),同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には,その適用後の金額),外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額,同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額,租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この号において同じ。)の算定についても同様とする。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「合計金額」という。)が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者並びに当該納付義務者の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「納付義務者等」という。)のうち給与所</p>	<p>和40年法律第33号)第57条第1項,第3項又は第4項の規定によらないものとする。以下この号中山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額(地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には,その適用後の金額),同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額,同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額,同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額,同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には,その適用後の金額),同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には,その適用後の金額),同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額(同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には,その適用後の金額),外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額,同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額,租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この号において同じ。)の算定についても同様とする。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「合計金額」という。)が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者並びに当該納付義務者の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号並びに第5項において「納付義務者等」と</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び<u>第3号</u>において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>(2) 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>3</u></p>	<p>いう。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。)の数の合計数(次号及び<u>第3号並びに第5項</u>において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>(2) 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>3</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p><u>05,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>(3) 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>560,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p>	<p><u>10,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>(3) 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に<u>570,000円</u>を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア・イ (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p><u>5</u> 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第11条の9の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が第11条の12に規定する子ども・子育て支援納付金賦課限度額を超える場合には、当該子ども・子育て支援納付金賦課限度額)とする。</p> <p>(1) <u>合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額</u></p> <p><u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</u></p> <p><u>(2) 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に310,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額</u></p> <p><u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の5を乗じて得た額</u></p> <p><u>(3) 合計金額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(納付義務者等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に当該年度の保険料賦課期日現在において、当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数に570,000円を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とを合算した額</u></p> <p><u>ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p><u>イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に10分の2を乗じて得た額</u></p> <p><u>6 第11条第2項及び第3項の規定は、前項第1号ア及びイ、第2号ア及びイ並びに第3号ア及びイに規定する額の決定について準用する。この場合において、第11条第2項及び第3項中「保険料率」とあるのは「額」と読み</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第16条の2 納付義務者又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第10条第1項及び前条第1項の規定の適用については、第10条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額とし、)」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(第11条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第4項に定める場</p>	<p><u>替えるものとする。</u></p> <p>(特例対象被保険者等の特例)</p> <p>第16条の2 納付義務者又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第10条第1項、<u>第11条の2の4、第11条の5及び第11条の10並びに前条第1項(同条第3項又は第4項の規定により読み替えて準用する場合を含む。)</u>及び同条第5項の規定の適用については、第10条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。)」と、「所得の金額(同法」とあるのは「所得の金額(地方税法」と、前条第1項第1号中「総所得金額(」とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額とし、)」と、「については、同法」とあるのは「については、地方税法」とする。</p> <p>(未就学児の被保険者均等割額の減額)</p> <p>第16条の3 当該年度において、その世帯に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者(以下「未就学児」という。)がある場合における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第11条の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率から、当該保険料率に、それぞれ、10分の5を乗じて得た額(同条第2項の規定により端数の切上げを行った後の額とする。)を控除して得た額とする(第5項に定める場合を</p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>合を除く。)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4・5 (省 略)</p> <p>6 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第4項</u>中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第11条の2の5」と、「<u>第11条第2項</u>」とあるのは「第11条の2の5第2項において準用する第11条第2項」と、前項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の2の5第2項において準用する第11条第3項」と読み替えるものとする。</p>	<p>除く。)</p> <p>2・3 (省 略)</p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第11条の11」と、「同条第2項」とあるのは「同条第2項において準用する第11条第2項」と、第2項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の11第2項において準用する第11条第3項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>5・6 (省 略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項</u>中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第11条」とあるのは「第11条の2の5」と、「<u>第16条第1項各号</u>」とあるのは「第16条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と、「<u>第11条第2項</u>」とあるのは「第11条の2の5第2項において準用する第11条第2項」と、前項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の2の5第2項において準用する第11条第3項」と読み替えるものとする。</p> <p>8 <u>第5項及び第6項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第5項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第11条」とあるのは「第11条の11」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第5項各号」と、「<u>第11条第2項</u>」とあるのは「第11条の11第2項において準用する第11条第2項」と、第6項中「第11条第3項」とあるのは「第11条の11第2項において準用する第11条第3項」と読み替えるものとする。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第16条の4 当該年度において、その世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第11条の2に規定する基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする(第5項に定める場合を除く。)</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の2で定める場合には、出産の日。第23条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p>	<p>(出産被保険者の保険料の減額)</p> <p>第16条の4 当該年度において、その世帯に出産被保険者(国民健康保険法施行令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第9条の基礎賦課額から、次の各号に掲げる額の合算額を減額して得た額(当該減額して得た額が第11条の2に規定する基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額)とする(第6項に定める場合を除く。)</p> <p>(1) 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日(国民健康保険法施行規則第32条の10の3で定める場合には、出産の日。第23条の4第1項及び第2項において同じ。)の属する月(以下この号において「出産予定月」という。)の前月(多胎妊娠の場合には、3月前)から出産予定月の翌々月までの期間(以下「産前産後期間」という。)のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) (省 略)</p> <p>2～4 (省 略)</p> <p>5 <u>第1項及び第2項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額について準用する。この場合において、第1項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の9」と、「第11条の2に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の12に規定する子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「被保</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>5・6 (省 略)</p> <p>7 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第5項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と</u>、「第9条」とあるのは「第11条の2の3」と、「第11条の2に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の2の6に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、<u>前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の2の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>8 <u>第5項及び第6項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。</u>この場合において、<u>第5項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と</u>、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の4」と、「第11条の2に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の7に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、<u>第6項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の6第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</u></p>	<p><u>険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と</u>、<u>第2項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の11第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>6・7 (省 略)</p> <p>8 前2項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、<u>第6項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と</u>、「第9条」とあるのは「第11条の2の3」と、「第11条の2に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の2の6に規定する後期高齢者支援金等賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該後期高齢者支援金等賦課限度額」と、<u>「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第3項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と</u>、<u>前項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の2の5第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>9 <u>第6項及び第7項の規定は、介護納付金賦課額の減額について準用する。</u>この場合において、<u>第6項中「出産被保険者が」とあるのは「出産被保険者（介護納付金賦課被保険者である者に限る。以下この項において同じ。）が」と</u>、「基礎賦課額」とあるのは「介護納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の4」と、「第11条の2に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の7に規定する介護納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該介護納付金賦課限度額」と、<u>「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第4項の規定により読み替えられた同条第1項各号」と</u>、<u>第7項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の6第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</u></p> <p>10 <u>第6項及び第7項の規定は、子ども・子育て支援納付金賦課額の減額につ</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
	<p>いて準用する。この場合において、第6項中「基礎賦課額」とあるのは「子ども・子育て支援納付金賦課額」と、「第9条」とあるのは「第11条の9」と、「第11条の2に規定する基礎賦課限度額」とあるのは「第11条の12に規定する子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「当該基礎賦課限度額」とあるのは「当該子ども・子育て支援納付金賦課限度額」と、「被保険者均等割」とあるのは「被保険者均等割及び18歳以上被保険者均等割」と、「第16条第1項各号」とあるのは「第16条第5項各号」と、第7項中「第11条第2項」とあるのは「第11条の11第2項において準用する第11条第2項」と読み替えるものとする。</p> <p><u>(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)</u></p> <p><u>第16条の5</u> 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第11条の11の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第16条第5項、第16条の3第4項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第8項の規定により読み替えられた同条第5項又は前条第5項の規定により読み替えられた同条第1項若しくは同条第10項の規定により読み替えられた同条第6項に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額を減額するものとした場合にあっては、当該減額後の額。以下同じ。）から、当該保険料率に相当する額を控除して得た額とする。</p> <p><u>2</u> 第11条第3項の規定は、前項に規定する額の決定について準用する。こ</p>

(現 行)	(改 正 後)
	<u>の場合において、第 1 1 条第 3 項中「保険料率」とあるのは「額」と読み替えるものとする。</u>

附 則

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例による改正後の豊中市国民健康保険条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和 8 年度以後の年度分の保険料について適用し、令和 7 年度分までの保険料については、なお従前の例による。
- 3 令和 8 年度分の保険料に限り、改正後の条例第 1 1 条の 1 2 の規定の適用については、同条中「各年度において法第 8 2 条の 3 第 3 項の規定による通知が行われた日」とあるのは、「令和 8 年 4 月 1 日」と読み替えるものとする。

市議案第 28 号

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例
の設定について

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例を次のよう
に設定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

建築基準法施行令の改正による引用条項の移動に伴い，所要
の規定を整備するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市建築基準法施行条例の一部を改正する条例

豊中市建築基準法施行条例（平成16年豊中市条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
（確認及び検査等の手数料） 第8条（省略） 2～8（省略） 9 次の表の中欄に掲げる承認，指定，許可又は認定の申請をしようとする者は，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。この場合における当該手数料の金額は，1件につきそれぞれ同欄に掲げる金額とする。			（確認及び検査等の手数料） 第8条（省略） 2～8（省略） 9 次の表の中欄に掲げる承認，指定，許可又は認定の申請をしようとする者は，それぞれ同表の右欄に掲げる金額の手数料を納めなければならない。この場合における当該手数料の金額は，1件につきそれぞれ同欄に掲げる金額とする。		
	区分	金額		区分	金額
	事務	名称		事務	名称
（省略）			（省略）		
4 1	令第137条の12第6項 の規定に基づく認定の申請 に対する審査	（省略）	4 1	令第137条の12第11 項の規定に基づく認定の申 請に対する審査	（省略）
4 2	令第137条の12第7項 の規定に基づく認定の申請 に対する審査	（省略）	4 2	令第137条の12第12 項の規定に基づく認定の申 請に対する審査	（省略）
（省略）			（省略）		
10～20（省略）			10～20（省略）		

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第 29 号

豊中市下水道条例の一部を改正する条例の設定に
ついて

豊中市下水道条例の一部を改正する条例を次のように設定
するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

除害施設の設置等に係る下水の水質の基準に関し，所要の規定を整備するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市下水道条例の一部を改正する条例

豊中市下水道条例（昭和39年豊中市条例第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(除害施設の設置等)</p> <p>第10条の2 次の各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道（第2号、第4号から第8号まで（第6号にあっては、表の部分に限る。）、第10号及び第11号に定める基準に適合しない下水を排除する場合にあっては終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。）を使用する者は、除害施設の設置その他必要な措置をしてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(10) (省 略)</p> <p><u>(11) 色又は臭気 放流先で支障をきたすような色又は臭気を帯びていないもの</u></p> <p>2・3 (省 略)</p>	<p>(除害施設の設置等)</p> <p>第10条の2 次の各号に定める基準に適合しない下水（水洗便所から排除される汚水及び法第12条の2第1項又は第5項の規定により排除してはならないこととされるものを除く。）を継続して排除して公共下水道（第2号、第4号から第8号まで（第6号にあっては、表の部分に限る。）、第10号及び第11号に定める基準に適合しない下水を排除する場合にあっては終末処理場を設置しているもの又は終末処理場を設置している流域下水道に接続しているものに限る。）を使用する者は、除害施設の設置その他必要な措置をしてこれをしなければならない。</p> <p>(1)～(10) (省 略)</p> <p><u>(11) 前各号に掲げる物質又は項目以外の物質又は項目で、大阪府生活環境の保全等に関する条例（平成6年大阪府条例第6号）により当該公共下水道からの放流水又は当該公共下水道が接続する流域下水道からの放流水に関する排水基準が定められたもの（第4号に掲げる項目に類似する項目及び大腸菌数を除く。） 当該排水基準に係る数値</u></p> <p>2・3 (省 略)</p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市議案第30号

豊中市立学校設置条例の一部を改正する条例の
設定について

豊中市立学校設置条例の一部を改正する条例を次のように
設定するものとする。

令和8年（2026年）2月24日提出

豊中市長 長内繁樹

（提案理由）

豊中市立彩葉中学校を設置するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市立学校設置条例の一部を改正する条例

豊中市立学校設置条例（令和4年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

（ 現 行 ）			（ 改 正 後 ）		
豊中市に次の小学校，中学校及び義務教育学校を設置する。			豊中市に次の小学校，中学校及び義務教育学校を設置する。		
区分	名称	位置	区分	名称	位置
	（省 略）			（省 略）	
中学校	（省 略）		中学校	（省 略）	
				豊中市立彩葉中学校	
	（省 略）			（省 略）	

附 則

この条例は、令和9年4月1日から施行する。

市議案第 31 号

豊中市立小・中学校屋外運動場照明施設の使用料
に関する条例の一部を改正する条例の設定につ
いて

豊中市立小・中学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条
例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

豊中市立庄内よつば学園の屋外運動場照明施設及び屋外庭
球場照明施設の使用料の額を設定するため、提案するものであ
る。

豊中市条例第 号

豊中市立小・中学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例の一部を改正する条例

豊中市立小・中学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例（昭和59年豊中市条例第19号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p style="text-align: center;"><u>豊中市立小・中学校屋外運動場照明施設の使用料に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、豊中市立学校設置条例（令和4年豊中市条例第19号）に規定する小学校及び中学校の屋外運動場照明施設（以下「照明施設」という。）の使用料に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第2条 <u>照明施設の使用料は、使用時間30分までごとに1,500円とする。</u></p> <p>2・3 (省 略)</p>	<p style="text-align: center;"><u>豊中市立学校屋外運動場照明施設等の使用料に関する条例</u></p> <p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、豊中市立学校設置条例（令和4年豊中市条例第19号）に規定する小学校、<u>中学校及び義務教育学校の屋外運動場照明施設及び屋外庭球場照明施設</u>の使用料に関し、必要な事項を定めることを目的とする。</p> <p>(使用料)</p> <p>第2条 <u>使用料は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>屋外運動場照明施設</u> <u>使用時間30分までごとに1,500円</u></p> <p>(2) <u>屋外庭球場照明施設</u> <u>使用時間30分までごとに300円</u></p> <p>2・3 (省 略)</p>

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

市議案第 32 号

奨学基金条例の一部を改正する条例の設定について

奨学基金条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

基金の額を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

奨学基金条例の一部を改正する条例

奨学基金条例（昭和43年豊中市条例第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
第2条 基金の額は、 <u>362,219,403</u> 円とする。	第2条 基金の額は、 <u>376,735,562</u> 円とする。

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

市議案第 33 号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例の設定
について

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように設定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

対象火気設備等の位置，構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の改正に伴い，簡易サウナ設備の位置，構造及び管理の基準を定めるとともに，その他所要の規定を改正するため，提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市火災予防条例の一部を改正する条例

豊中市火災予防条例（昭和37年豊中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
	<p><u>(簡易サウナ設備)</u></p> <p><u>第7条の2 簡易サウナ設備（屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室（サウナ室のうちテントを活用したものをいう。）又はバレル型サウナ室（サウナ室のうち円筒形であり、かつ、木製のものをいう。）に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ、薪又は電気を熱源とするものをいう。以下同じ。）の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</u></p> <p><u>(1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。</u></p> <p><u>(2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあつては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第3条（第1項第1号、第10号から第14号まで及び第17号から第18号の3まで、第2項第6号、第3項並びに第4項を除く。）及び第5条第1項の規定を準用する。</u></p>

(現 行)	(改 正 後)
<p>(<u>サウナ設備</u>)</p> <p><u>第7条の2</u> <u>サウナ室に設ける放熱設備</u> (以下「サウナ設備」という。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p>(7) <u>サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (省 略)</p>	<p>(<u>一般サウナ設備</u>)</p> <p><u>第7条の3</u> <u>一般サウナ設備</u> (簡易サウナ設備以外のサウナ設備 (サウナ室に設ける放熱設備をいう。))をいう。以下同じ。)の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) <u>一般サウナ設備</u>の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。</p> <p>2 前項に規定するもののほか、<u>一般サウナ設備</u>の位置、構造及び管理の基準については、第3条(第1項第1号及び第10号から第12号までを除く。)の規定を準用する。</p> <p>(火を使用する設備等の設置の届出)</p> <p>第44条 火を使用する設備又はその使用に際し、火災の発生のおそれのある設備のうち、次に掲げるものを設置しようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(6) (省 略)</p> <p><u>(6)の2</u> <u>簡易サウナ設備</u> (個人が設けるものを除く。)</p> <p>(7) <u>一般サウナ設備</u> (個人の住居に設けるものを除く。)</p> <p>(7)の2～(15) (省 略)</p>

附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

市議案第 34 号

豊中市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正
する条例の設定について

豊中市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を
次のように設定するものとする。

令和 8 年（2026 年）2 月 24 日提出

豊中市長 長 内 繁 樹

（提案理由）

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の改正に伴い、非常勤消防団員等に係る補償基礎額を改正するため、提案するものである。

豊中市条例第 号

豊中市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

豊中市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年豊中市条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の（現行）の欄に掲げる規定を同表の（改正後）の欄に掲げる規定に、傍線で示すように改める。

(現 行)	(改 正 後)
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは心身に著しい障害を有することとなった場合には、<u>9,700円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>14,500円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員又は消防作業従事者等（以下「団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号に該当する扶養親族については1人につき100円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人</u></p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 (省 略)</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、若しくは応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは心身に著しい障害を有することとなった場合には、<u>10,000円</u>とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、<u>15,000円</u>を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3 次の各号のいずれかに該当する者で、団員又は消防作業従事者等（以下「団員等」という。）の事故発生日において、他に生計のみちがなく主として団員等の扶養を受けていたものを扶養親族とし、扶養親族のある団員等については、前項の規定による金額に、<u>第1号に該当する扶養親族については1人につき433円を、第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎</u></p>

(現 行)				(改 正 後)																																									
<p>につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。</p> <p>(1) <u>配偶者（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u></p> <p>(2)～(6) (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p> <p>別表</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>12,900円</td> <td>13,700円</td> <td>14,500円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>11,300円</td> <td>12,100円</td> <td>12,900円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>9,700円</td> <td>10,500円</td> <td>11,300円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (省 略)</p>				階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円	分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円	部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円	<p>額とする。</p> <p>(1)～(5) (省 略)</p> <p>4 (省 略)</p> <p>別表</p> <p>補償基礎額表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">階級</th> <th colspan="3">勤務年数</th> </tr> <tr> <th>10年未満</th> <th>10年以上20年未満</th> <th>20年以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>団長及び副団長</td> <td>13,340円</td> <td>14,170円</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>分団長及び副分団長</td> <td>11,670円</td> <td>12,500円</td> <td>13,340円</td> </tr> <tr> <td>部長、班長及び団員</td> <td>10,000円</td> <td>10,840円</td> <td>11,670円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 (省 略)</p>				階級	勤務年数			10年未満	10年以上20年未満	20年以上	団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円	分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円	部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円
階級	勤務年数																																												
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																										
団長及び副団長	12,900円	13,700円	14,500円																																										
分団長及び副分団長	11,300円	12,100円	12,900円																																										
部長、班長及び団員	9,700円	10,500円	11,300円																																										
階級	勤務年数																																												
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上																																										
団長及び副団長	13,340円	14,170円	15,000円																																										
分団長及び副分団長	11,670円	12,500円	13,340円																																										
部長、班長及び団員	10,000円	10,840円	11,670円																																										

附 則

- この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- この条例による改正後の豊中市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）を除く。以下同じ。）及び施行日の属する月分以後の月分の傷病補償年金等について適用し、施行日前に支給すべき事由の生じた損害補償及び施行日の属する月の前月分以前の月分の傷病補償年金等については、なお従前の例による。

